

視察等報告（復命）書

三次市議會議長 様

報告者氏名 鈴木 深由希



下記のとおり、視察が終了したので報告します。

| | 会派代表者 | 印 | 経理責任者 | 印 |
|---------|---|---|-------|---|
| 視 察 議 員 | 鈴木 深由希 | | | |
| 期 間 | 平成31年1月25日（金） | | | |
| 視 察 先 | 広島市東区民文化センター大会議室 | | | |
| 視 察 用 務 | 2018（平成30）年度 社会福祉政策勉強会 | | | |
| 視察先対応者 | 公益社団法人 広島県社会福祉士会 山中康平会長 | | | |
| 概要及び所見 | <p>『成年後見制度の利用促進に向けた市町体制整備と家庭裁判所の連携について』—ひろしま家庭裁判所 増田吉則</p> <p>1. 成年後見制度利用促進について～5カ年計画の中間年を控えて～ 利用状況・申し立ての特徴・後見人等の選任状況を図式で報告 成年後見人利用促進に関する法律資料にて学習 成年後見制度利用促進計画</p> <p>2. 地方自治体と家庭裁判所の連携のメリット 福祉と司法の連携がなぜ必要か。 後見制度の利用検討時から後見開始までの支援。 後見開始後の継続的支援</p> <p>3. 地方自治体と家庭裁判所の連携に向けて 地域連携ネットワークの構築が急務</p> <p>【所見】 高齢化社会で認知力が低下してからの生活をいかに支援するか、財産管理をどうするか、社会問題となっている。また、障害者の保護者も親亡き後の子供の支援に不安を持っている。 成年後見人の利用は促進を早めないと、まだまだ周知が行き届いていない。八方塞がりになってしま前後の支援が重要と考える。</p> | | | |

『スクールソーシャルワーカーの専門性と効果的な支援について』
～教育の場でなぜ必要なのか～
広島県教育委員会医事務局教育部豊かな心育成課 坂井珠江氏
・子供を取り巻く見えない背景を理解する
◎平成二十八年児童福祉法改正
理念の明確化：子供が権利主体
児童虐待の発生予防：子育て世代包括支援センター
児童虐待発生時の迅速な対応：支援拠点・要対協調整機関に専門職配置
義務化
被虐待児の自律支援：新しい社会的養育ビジョン
『子育て世代包括支援センターの法定化』→こども家庭総合支援拠点
児童虐待防止対策体制総合強化プラン→児童相談所の体制・専門性の
強化。市町村・要保護対策地域
協議会の体制・専門性の強化
学校適用の基盤の弱さ→学校は子供のニーズをキャッチできる発見機
関、親との援助関係が重要。卒業後のフォロー
を地域につなげる。日ごろから、関係機関との
連携が必要である。
子供の貧困対策 4つの支援→教育支援・生活支援・保護者の就労支援・
経済支援
人と環境の交互（相互）作用に着目
・適合⇒成長、健康、満足
・不適合⇒ニーズ不充足、機能不全（状況の中の人）
⇒適合度を上げるためにには次のいずれかが必要
人の変化・県境の変化・人と環境の交互作用の変化
連携・協働とは
子供の貧困を教育の観点から断ち切る為には他職種協働は不可欠。
「協働」が成り立つには「価値（目標）」の共有が重要。
「子供の最善の利益」という「価値」の共有
呼びかけの連携は「負担増」「消耗」しか生まない
「協働」があって、「役割分担」となる
※あたりまえの生活をチームで支援
【所見】
教育現場が一番多くの事例に対応する機会があり、子供を守るには教育
現場に委ねることが早いと考える。しかし、保護者との良好な関係
が築けている場合とは限らない。教職員の対応に限界はある。いかに
他職種での関わりが必要か、一人でも多くの子供を救うためには協
働、チームワークでの支援がスムーズに実行されるよう、支援体制の
構築が進むことを願う。